

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 14 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

ハンドル形電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、特にハンドル形電動車いすについては、当該機器を使用中の死亡・重傷事故が多数発生していることを受け、平成 29 年 3 月にも、事故防止のための対応について周知を行ったところです。

今般、令和 2 年度老人保健健康増進等事業において、介護保険の福祉用具貸与におけるハンドル形電動車いすの利用者の身体状況や認知機能等の実態把握を行い、安全利用面での評価・指導の在り方について、福祉用具専門相談員が利用できるガイドライン及び指導手順書を策定しました。ハンドル形電動車いすを安全に利用するため、貸与（または購入）の際の指標のひとつとしてご活用いただきたく、ご連絡いたします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

記

令和 2 年度老人保健健康増進等事業

「ハンドル形電動車いすの安全利用に係る調査研究事業」

- ・ 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」
- ・ 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」

http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp